

氏名	はやし 林	よし 芳	のり 紀
学位(専攻分野)	博士(文学)		
学位記番号	文博第385号		
学位授与の日付	平成19年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
研究科・専攻	文学研究科思想文化学専攻		
学位論文題目	「公正としての正義」研究		

論文調査委員 (主査) 助教授 水谷雅彦 教授 川添信介 助教授 出口康夫

### 論文内容の要旨

本論文の目的は、現代英米圏を代表する政治哲学者ジョン・ロールズの主著『正義論』を、従来の一般的な解釈とは別の視角から読解することを通じて、「公正としての正義」と呼ばれるロールズの正義構想の背景に潜む、ひとつの核心的な洞察を解明することにある。それは、正義とは社会協働の実践に共同で参加している諸個人間の公正な相互関係を規定するような規範にほかならず、このような人間関係における道徳性の解明こそが正義論の取り扱うべき主題である、というロールズの洞察である。

本論各章の概要は、以下のとおりである。まず、第1章と第2章では、仮想的な社会契約説を通じた正義原理の確立(第1章)と、反省的均衡を通じたその正当化(第2章)という、ロールズの正義理論に対する一種の「教科書」的理解とも言うべき解釈の枠組が提示され、このような枠組のもとでロールズの正義理論を理解するかぎり、その正義理論は正義原理の正当化の面で明らかな困難に陥ることが示される。そのうえで、この従来の解釈の枠組のもとでは、ロールズが自らの正義構想を公正としての正義と名付けるその背後に潜む、ひとつの重要な方法論的意図が見失われていることが解明される。すなわち、正義原理は公正な合意の結果として確立されるという公正としての正義の発想の裏には、正義原理の確立の問題は純粹手続き的正義上の問題であるというロールズの認識があり、原初状態からの正義原理の導出という契約論的な発想は、この純粹手続き的正義の観念に則った正義原理の確立法を具現するものとして理解されなければならないことが明らかにされる。

だが、純粹手続き的正義の観念を軸とするこの理解は、正義原理の確立の問題を純粹手続き的正義上の問題として取り扱うという、ロールズの方法論的意図それ自体の正当化の問題に直面する。そもそも、純粹手続き的正義とは、いかなる状態が正義にかなうものであるかを規定する独立の基準は存在しないものの、当該の公正な手続きさえ適切に踏まえられていればその結果もまた公正とみなされる、という発想である。そのため、正義原理の確立の問題をこの純粹手続き的正義上の問題として取り扱うには、(1)正義原理を導出するための正当あるいは公正な手続きが実際に存在すること、(2)正義原理の適切さを確定するような(手続きから)独立の基準は存在しないこと、が示されなければならない。だが、(1)に関しては、原初状態を構成する諸々の想定背後にある見解がいかなる考察に由来しているのかをロールズはほとんど明示的には説明していないことから、それは結局のところロールズ自身の直観的見解という以上には正当化されていないように思われる。また、(2)に関しては、ロールズは取り立ててこの問題を議論することなく暗に前提しているように思われる。このことから、純粹手続き的正義の正当化に伴うこれらの困難をロールズがいかにして乗り越えているかという問題が、以降の議論を進める導線として定位される。

以上の課題を受けて、第3章では、原初状態の様々な想定を支持している見解が単なるロールズの直観的見解以上の考察に由来することを示す下準備として、契約論的な論証の背後に潜むロールズの考察が炙り出されていく。その際にまず着目されるのは、そもそもロールズが「正義」のことをいかなる徳目とみなしているのかという、ロールズ正義理論の問題設

定である。そして、ここでの議論の結果、正義とは「社会的理想」に含まれる徳目のひとつであり、その理想の中に表現される「社会協働の目的」に則した形で正義は特徴づけられる、というロールズの洞察が獲得され、この社会協働の目的についての考察が、正義原理の確立という課題の遂行に対しても大きな影響を与えているという示唆が得られる。次に、以上の知見を受けて、ロールズがその正義理論において探求する「正義」が、その社会的理想に関する考察によって具体的にどのような特徴づけられているのかが検討される。その結果として、ロールズがその正義論の中で探求しているのは、「相互利益を求めての協働の企て」として特徴づけられた社会の「基礎的構造」を規制するに相応しい正義原理とはいかなる原理であるかという問題であること、そして、そのような探求を試みるに際してロールズは、当該の社会は公知の正義構想によって実効的に規制されている「秩序ある社会」であるという理想化を施すことにより、完全に正義にかなった社会とはどのようなものになるかを描き出す「厳格順守理論」のもとで、正義原理の確立という問題を取り扱おうとしていることが解明される。

続く第4章では、契約論的な議論の背後に潜むロールズの考察をさらに明晰化すべく、前章で概観されたロールズの問題設定のうち、「正義の主題」に再度着目した議論が展開される。ここでの議論の眼目は、なぜロールズは「社会の基礎的構造」に関する正義へと特化された正義理論の構築を目指すのかという、主題の限定の理由の解明にある。そこでまず検討に付されるのは、ロールズによる主題の限定の試みはその「基礎的構造」概念の曖昧さのために内的な不整合に陥るとする批判である。そして、この検討の結果、ロールズの「基礎的構造」概念の特徴とそこに含意される「制度」概念の特殊性が解明され、ロールズがこれらの概念に付与する特殊な意味を前提とするかぎり、この批判は回避可能であることが示される。もっとも、この議論は単にロールズ正義理論の内的な整合性が担保可能であることを示しているにすぎず、主題の限定の試みそれ自体を積極的に支持するものではないため、この後者の問題が次なる検討の課題となる。この検討に際しては、まず正義の主題の限定というロールズの主張が、「個別の行動に対する正義原理の適用不可能性」テーゼと、「基礎的構造の正義の主題としての妥当性」テーゼという、二つの要素から構成されていることが明らかにされ、ロールズ正義理論の中で各々のテーゼがいかにして擁護されるかが議論される。その結果、前者に関しては、厳格順守理論のもとでの公知の正義原理の確立というロールズの問題設定によって、そして後者に関しては、先に示されたロールズの「基礎的構造」概念の特殊性によって、それぞれ擁護可能であることが示される。最後に、ロールズが『正義論』以降に公表した論文「主題としての基礎的構造」が参照され、ロールズが自らの探求する正義の主題を限定するその背後には、「背景的正義」の重要性に関する見解が潜んでいることが解明される。

そして、第5章では、これまでの議論から得られた知見をもとにロールズ正義理論の再構成が試みられ、第2章の最後に提起された二つの課題に対する回答が提示される。まず、課題(1)に対する回答として、ロールズ正義理論は第3章で示唆されたように社会協働の目標や目的に則した形で構成されており、それは単なる直観主義の域を超え出た考察に基づいていることが示される。ここで再構成された議論は第1章で提示された契約論的な正義原理の確立法と同一の発想に帰着することが明らかにされ、上の再構成の試みの妥当性が担保される。また、課題(2)に対しては、課題(1)に対する回答を通じて解明されたロールズ正義理論の方法論的構造の特徴を通じて、間接的に回答を与えることが示される。すなわち、社会協働の実践に適用されるべき規範は「発見」されるのではなく、その実践の目的に則した「構成」を通じて解明されなければならないというのが、上記の課題に対するロールズの回答であることが明らかにされる。

最終第6章においては、上記の解釈に対するもっとも強固な障害になると思われる「運平等主義」と呼ばれる解釈の検討を通じて、これまでの解釈に対する最終的な検証作業が実施される。この解釈は、ロールズが『正義論』の中で展開する「(正義の)第二原理の非公式の論証」に着目し、自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性という無知のヴェールの背後にある見解を「運平等主義」的に解釈することによって、格差原理を支持するための強力な論証が構成されると主張する一方、もし格差原理がこの運平等主義的解釈に基づいて正当化されるのであれば、ロールズ正義理論に色濃く反映されていたその問題設定は無用、あるいは公正としての正義にとって有害であると指摘するものである。それに対して論者は、ロールズによる自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性に関する主張は、運平等主義的解釈のように格差原理をストレートに導出するものではなく、むしろ、自然的・社会的偶然性の差異は協働機構の正義を議論する際の先行的制約とみなされてはならないという消極的な主張を示しているにすぎないこと、そして、格差原理の導出のためには相変わらず諸個人間の協働関係に関

する前提が不可欠であることを解明することにより、その運平等主義的解釈がロールズ解釈の面でも解釈それ自体の妥当性の面でも説得力を欠いていることを示す。以上の考察を通じて、ロールズの正義理論は、本論文のこれまでの解釈どおり、社会協働の目的に則した解釈的営為に基づいて構築されていることが示され、ロールズの正義理論は、社会協働に従事する諸個人間の公正な協働関係の解明を目指す道徳理論であるという洞察が確立される。

### 論文審査の結果の要旨

ロールズの大著『正義論』は、その1971年の公刊以降、倫理学・政治哲学における現代の古典としての地位を占めてきた。事実、論理実証主義や日常言語学派の興隆に象徴される哲学のいわゆる「言語論的展開」以降、規範的探究に対する禁欲を強いられてきた前世紀英米圏の倫理学・政治哲学の潮流に風穴を開け、規範的探究や実質的正義論の蘇生を促したその功績は、もはや斯学における常識的見解として確立されているほどである。だが、こうした一般的評価を離れて、ロールズ正義理論それ自体の妥当性という観点からの評価を垣間見れば、それはさほど芳しいものではない。とりわけ、「原初状態」からの「正義の二原理」の導出という契約論的な正義原理の確立法と、「反省的均衡」と呼ばれるその正当化法は、ロールズ正義理論における顕著な方法論的特徴としてかねてより多大な注目を集めてきた一方で、それ以上に数多くの批判を招き寄せてきた経緯がある。例えば、前者の特徴に関して言えば、原初状態の中では「マキシミン・ルール」に従うことが合理的であるというロールズの主張に対して、その主張は合理的選択理論の視点から見れば擁護不可能であるという批判が数多くなされてきた。また、後者の反省的均衡に関して言えば、理論全体を構成する信念体系の整合性を確保するだけでは当該理論を正当化したことにはならないという批判、そして、とりわけこの反省的均衡の達成という手法においては、われわれの直観に依拠する実質的な道徳判断との整合性が要求されていることから、悪しき主観主義・直観主義、あるいは相対主義に陥っている等の批判が向けられてきた。

本論文は、『正義論』の精緻な読解をふまえ、こうした批判のほとんどすべてに逐一反論すると共に、社会協働の実践に参加している個人の相互の人間関係における道徳性の解明こそが公正としての正義の探求にとって第一の主題となるという問題意識のもとに、これまでとは違った視角からの整合的な『正義論』解釈を提出するものであり、その存在意義は大きい。

上に述べたロールズ批判は、今やロールズ正義理論に対する標準的な評価として定着している感すらある。だが、契約論や反省的均衡ばかりに排他的に差し向けられてきたこの種の批判は、ロールズ正義理論を正当に評価しているどころか、却ってロールズがその正義理論を通じて展開を試みていた本来の目的を曇らせてしまい、ロールズが自らの正義構想を「公正としての正義」と名付け、それを繰り返し強調していることの意味すら覆い隠しているのではないかというのが論者の一貫した問題意識である。このような見通しのもと、本論文は、ロールズの契約論的論証を「純粋手続き的正義」の観念を具現する方法論として捉え返すことを通じて、ロールズ正義理論の目論見を、契約論的論証の背後に潜む「社会協働」に関する見解に着目したうえで再考する必要性を主張する。そして、その再考の結果、正義とは社会協働の目的に則した解釈的営為に基づいて解明されるべき徳目であるという洞察こそが、ロールズ正義理論を貫く支柱であることが明らかにされ、そこにロールズ正義理論が持つ方法論的な意義が確定される。すなわち、公正としての正義とは、社会協働に従事する諸個人間の公正な協働関係の解明を目指す道徳理論であり、ロールズは自らの正義理論をそのように定位することを通じて、一切の自明な前提や言語分析に拠らない非基礎づけ主義的な規範理論の構築の可能性を切り開くことに成功したのだという点で、ロールズ正義理論に対して本論文が与える最終的な評価である。

本論の論述は、『正義論』に対する批判に基づいている「教科書的」理解そのものが間違っているということを論証することを通じて、ロールズに対する典型的な批判のほとんどすべてに反論するというスタイルをとっているが、論文の流れとしては、ひとつの批判に反論しえたとしても、その反論だけではなお残る問題が別の批判のなかに存在することが解明されたにすぎないという真摯な反省に基づき、いわば発見法的な仕方次第で批判の検討に移るといったダイナミックな構成になっている。そうして、その過程で、『正義論』はいかに読まれるべきであったかということに対する論者自身の回答が次第に明確にされていくのであるが、このような方法による『正義論』の整合的解釈は、『正義論』という著作の読みにくさもあって英米圏においてもあまり見られることがなく、貴重な成果であると思われる。

以上のように、本論はロールズに対する鋭い問題意識と精密な分析に基づいた論考であり、その論証は力強く説得力があ

るものである。しかし、その一方で、議論を『正義論』解釈に限定したため、『正義論』から『政治的リベラリズム』に至るロールズ自身の理論的展開を、すでに『正義論』において準備されているものであるとするだけにとどまり、当の『政治的リベラリズム』に代表される後期著作に対する検討が不十分であるという難点もある。しかし、これは論者の今後のさらなる精進によって補われるべきものではあっても、本論そのものの意義を減じるものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年12月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。